

高松市監査委員告示第9号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和4年3月31日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	中	村	伸	一
同	杉	本	勝	利

監査結果に基づく措置通知

(包括外部監査)


(令和4年3月31日)



An audit committee member of Takamatsu city

 高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

 087-839-2652

 kansa@city.takamatsu.lg.jp



包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

監査実施年度 平成13年度

監査テーマ 公共施設の維持管理コスト分析

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置通知日
1	指摘	教育環境の整備充実とコスト削減に取り組むべきもの（小学校）	P105	教育局	総務課 学校施設整備室	R4.3.10
2	指摘	教育環境の整備充実とコスト削減に取り組むべきもの（中学校）	P107			

監査実施年度 平成19年度

監査テーマ 未利用資産（土地）の活用及び売却について

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置通知日
3	意見	行政財産から普通財産に変更し、売却を検討することについて	P77	教育局	総務課 学校施設整備室	R4.3.10

監査実施年度 平成24年度

監査テーマ 高松市の安全な街づくり

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置通知日
4	意見	検査結果を受けた対応の顛末を記録・保管することについて（都市公園以外の市施設遊具）	P45	教育局	総務課 学校施設整備室	R4.3.10

監査実施年度 平成30年度

監査テーマ 教育及び子育てに関する財務事務の執行について

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置通知日
5	意見	子どもに関連する相談窓口について	P46	健康福祉局	こども家庭課	R4.2.25

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成13年度／公共施設の維持管理コスト分析	
区分	指摘	
指摘の項目	教育環境の整備充実とコスト削減に取り組むべきもの（小学校）	
指摘の内容	学校全体の課題であるが、教育環境の整備充実とコスト削減という相反する課題に継続的に取り組む必要がある。	
報告書該当 ページ	P105	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/200113-3.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和4年3月10日
所管課等	教育局 総務課学校施設整備室
措置結果	本件指摘事項については、今後、各学校が一斉に大規模改修や更新期を迎えることから、平成30年5月に5年間の個別施設計画等を盛り込んだ「高松市学校施設長寿命化計画」を策定し、学校施設の長寿命化と、トータルコストの縮減及び平準化を図ることとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成13年度／公共施設の維持管理コスト分析	
区分	指摘	
指摘の項目	教育環境の整備充実とコスト削減に取り組むべきもの（中学校）	
指摘の内容	学校全体の課題であるが、教育環境の整備充実とコスト削減という相反する課題に継続的に取り組む必要がある。	
報告書該当 ページ	P107	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/200113-3.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和4年3月10日
所管課等	教育局 総務課学校施設整備室
措置結果	本件指摘事項については、今後、各学校が一斉に大規模改修や更新期を迎えることから、平成30年5月に5年間の個別施設計画等を盛り込んだ「高松市学校施設長寿命化計画」を策定し、学校施設の長寿命化と、トータルコストの縮減及び平準化を図ることとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成19年度／未利用資産（土地）の活用及び売却について	
区分	意見	
意見の項目	行政財産から普通財産に変更し、売却を検討することについて	
意見の内容	<p>平成10年に旧国分寺町が、国分寺南部小学校及び国分寺南部公民館に隣接する当該宅地を、上物の住宅家屋1棟及びウベハウス住宅展示場1棟とともに取得したものである。建物は現在も残されており、一時は公民館の和室や学校の総合学習室として利用した時期もあったようであるが、現在は2棟とも常時、開放している状態ではなかった。住宅家屋は、普段使用しない物がまばらに収納されており、元展示場の建物は、1階の一部に図書を置き、時々使用しているという状況である。小学校には元からの図書室があるので、この物件については余ったスペースの活用程度の利用ということである。</p> <p>国分寺町時代に、総合学習室や公民館の分館として購入した物件であるが、隣接する小学校、公民館に必要な土地建物ではなく、町から引き継ぎのままの財産区分で、教育委員会所管の学校となっており、未利用資産という認識はしていなかった物件である。見直しをすべきで、教育委員会及び市の方針によっては、行政財産から普通財産へ財産区分を変更し、売却を検討すべき物件である。なお、建物が取り壊されずに残っているのは、中古物件とはいえ建物の内装や建築資材のグレードが高いためであると思われる。</p>	
報告書該当 ページ	P77	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2007222-2.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和4年3月10日
所管課等	教育局 総務課学校施設整備室
措置結果	<p>本件意見に係る旧国分寺町から引き継いだ土地、建物については、平成25年12月に学校としての用途を廃止し、所管換えすることにより、国分寺南部コミュニティセンターとして有効活用することとした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の安全な街づくり	
区分	意見	
意見の項目	検査結果を受けた対応の顛末を記録・保管することについて（都市公園以外の市施設遊具）	
意見の内容	検査結果を受けた対応結果を、まとめて記録したものは残されていない。年度ごとの検査に対し、対応の顛末を記録・保管することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P45	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220a.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和4年3月10日
所管課等	教育局 総務課学校施設整備室
措置結果	本件意見については、令和3年度から、小・中学校の屋内屋外の遊具・体育施設の点検結果を踏まえた、遊具管理台帳を作成し、修繕や撤去などの対応の顛末を記録・保管することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成30年度／教育及び子育てに関する財務事務の執行について	
区分	意見	
意見の項目	子どもに関連する相談窓口について	
意見の内容	<p>市では、これまで子どもに関連する相談窓口を増やして来た結果、現在、窓口の担当課が、健康福祉局の4つの課と、教育局の2つの課に亘っており、他の課との連携が難しくなっているとのことである。</p> <p>窓口を各課ごとに設定しているため、受付しても、学校の費用の補助であれば教育課へ、DVの相談であれば子ども女性相談課へと別の課に引き渡すことになる。各課には守秘義務があり、相談内容を引き継ぐことが難しい。相談者に対するサポート体制が整っているとは言い難く、核となる相談が難しい状況とのことであった。</p> <p>ワンストップの窓口相談員を置いて、必要であればそこから、他の窓口を紹介し、その結果はワンストップの窓口でとりまとめをすることが有用とも考えられている。</p> <p>単に、相談窓口を増やすのではなく、相談者の側に立った体制を整えるべきであり、体制の見直しを検討されたい。</p>	
報告書該当 ページ	P46	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho300219.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和4年2月25日
所管課等	健康福祉局 こども家庭課
措置結果	<p>本件意見については、子どもに関連する相談窓口を所管する健康福祉局4課と教育局2課において、既に情報共有・連携が図られていることや、それぞれの課の所管する相談内容が、慎重な対応を求められるものも含むことから、現状の体制を継続することが望ましいとの結論に至った。その上で、令和4年2月に、相談者からの問い合わせや実情に応じ、適切な支援につなげていくことを改めて関係各課で確認し合うことにより、実質的なワンストップ体制の更なる強化を図った。</p> <p>また、子どもに係る相談には限定していないが、2年2月からは、総合センター等に「つながる福祉相談窓口」を設置し、制度・分野にかかわらず、市民からの困りごとを、関係機関へつなぐことで、スムーズな支援を提供できるようにしている。</p>